

原子炉主任技術者試験制度検討会の設置について

平成 17 年 1 月 11 日

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全・保安院

1. 検討会の設置の背景

現在、原子力工学に関する専門技術者を育成するため、一部の大学において、専門職大学院設置基準に適合する原子力専門技術者コース（原子力専門職大学院）を設置する計画が進められている。

その目的及び専門技術者の育成のための教育基盤（講師陣、実習施設等）に係る構想を踏まえると、原子力発電所の保安の監督者である原子炉主任技術者に相当する知識、技能及び実務的な経験を有した卒業者が輩出される可能性がある。

かかる人材の積極的な活用を図る観点から、専門職大学院修了者に対する原子炉主任技術者試験免除等の要請がなされており、その適否について、技術面、制度面から検討を行うことが必要となっている。

2. 現状と課題

原子炉主任技術者試験は、筆記試験と口答試験で構成され、まず、筆記試験で専門的な知識の有無を判定したのち、その合格者に対して口答試験により実務的な知識を判定することとしている。この口答試験の受験資格は、筆記試験の合格者であることに加え、実務経験又は国が指定する民間講習機関の研修を修了した者に対して与えられる。最終的に、原子炉主任技術者免状は、口答試験に合格した者に対して交付されることとなっている。

専門職大学院の修了者に対する原子炉主任技術者試験の免除を検討する場合、具体的には、これら筆記試験及び／又は口答試験の免除について考察することとなる。

まず、筆記試験に関しては、現在、免除制度が存在していないため、免除の必要性及び妥当性について新たな検討が必要となる。また、口答試験に関しては、個別に原子炉主任技術者としての実務上の資質を判定しようとするものであり、原子炉主任技術者の職務の重要性に鑑みると、その免除は困難と考えられる。

なお、口答試験受験資格に係る実務経験については、すでに講習機関の指定制度があることから、従来どおりの手続きを経て、原子力専門職大学院を審査・指定することが可能である。

以上から、原子力専門職大学院修了者に対する原子炉主任技術者試験の筆記試験科目の免除について、原子力専門職大学院の課程の内容や他の国家試験における試験科目免除の仕組み等を踏まえて、技術面、制度面から検討を行う。

3．検討課題

- ・科目一部免除の検討について
- ・カリキュラムの質の確保について
- ・その他、試験制度に関して必要な事項

4．検討会委員

検討会委員リスト・・・資料1参照

5．検討スケジュール(案)

【第1回】

検討会の設置について
検討スケジュールの確認
筆記試験一部免除制度の導入に係る検討(1)

【第2回】

筆記試験一部免除制度の導入に係る検討(2)

【第3回】

現行制度における問題点に係る検討
報告書案の検討

【第4回】

報告書のセット

開催スケジュールは、検討の進捗状況等により変更されうる。

6．運営方針

資料3参照